

尾張旭市教育委員会（7月）定例会次第

日時 令和5年7月26日（水）
午後2時
場所 市役所3階 講堂（2）

- 1 開会のあいさつ
- 2 前回会議録の承認について
- 3 報告
別紙のとおり
- 4 付議事件
第16号議案 令和6年度使用教科用図書の採択について
- 5 その他
- 6 閉会のあいさつ

次回定例会

日時 令和5年8月16日（水）午後2時
場所 市役所3階 講堂（2）

令和5年7月 報告事項

I 令和5年度第2回尾張部都市教育長会議・臨時総会

(令和5年7月4日(火) 於:江南市 すいとぴあ江南)

1 開会

2 会長あいさつ

小牧市教育長 中川 宣芳

3 開催市長あいさつ

江南市長 澤田 和延

4 愛知県教育委員会あいさつ

事務局長 判治 忠明

5 愛知県教育委員会からの連絡事項

(1) 当面する人事行政の課題について

教職員課 担当課長 山田 洋暢

(2) 中高一貫教育に係る「入学者選考方法の概要」及び「教職員配置」について

中高一貫教育室 室長 上田 真啓

財務施設課 課長補佐 島田 貴宏

(3) 公立高等学校のWeb出願について

高等学校教育課 課長補佐 前田 憲一

(4) 「ラーニングの日」について

義務教育課 課長補佐 野田 恵美

(5) 部活動の地域移行・地域連携について

あいちの学び推進課 担当課長 今井 智樹

保健体育課 主査 吉見 勇人

(6) ICT活用指導主事養成研修について

ICT教育推進課 課長補佐 渡邊 崇

(7) あいち教育賞 令和6年度以降の募集について

総合教育センター 研究部長 松岡 伸高

総合教育センター 経営研究室長 佐々 恵

6 協議議題

(1) 議題1 児童・生徒用タブレット端末の機器更新について

【江南市】

(2) 議題2 学校施設の蛍光灯照明器具の更新について

【江南市】

7 諸連絡

8 次回開催

開催市 岩倉市

日時 令和5年10月27日(金)

場所 総合体育文化センター 多目的ホール

9 閉会のあいさつ

II 愛日地方教育事務協議会（令和5年7月6日（木）　於：尾張旭市役所）

1 開会のことば

2 あいさつ

3 承認事項

○ 愛日地方教育事務協議会事務局職員について

4 協議事項

- (1) 議事録署名人の選任
- (2) 令和5年度教育課程委員会協力委員について
- (3) 愛日教務主任研究発表会のもち方について
- (4) その他

5 報告・連絡事項

- (1) 事務局からの連絡依頼事項
 - ・研究委嘱校研究協議会
瀬戸市にじの丘中学校 11月1日（水）
- (2) その他

6 その他

- (1) 事務所からの連絡依頼事項
 - ① 教育事務所長挨拶
 - ② 教育事務所からの指導事項
 - ・次長兼総務課長
 - ・指導第二課長
 - ③ 教育事務所からの連絡・依頼事項
 - ・学校教育係
- (2) その他

7 閉会のことば

尾張旭市教育委員会

(令和5年6月)

定例会会議録

尾張旭市教育委員会

尾張旭市教育委員会（6月）定例会会議録

1 日 時 令和5年6月28日（水）午後2時00分

2 場 所 市役所3階 講堂（2）

3 出席者 教育長 河村 晋
委員 山本 真依子
委員 伊藤 智成
委員 松尾 功
委員 鈴木 厚子

4 出席職員 教育部長 山下 昭彦
管理指導主事 伊藤 和由
教育政策課長 田島 祥三
学校給食センター所長 松原 友雄
生涯学習課長 鈴木 直子
図書館長 三浦 明美
文化スポーツ課長 加藤 剛
文化スポーツ課主幹 周防 康尚
指導主事 松原 幸平

5 従事職員 教育政策課係長 中川暢顕

6 傍聴者 2名

7 会議に付した事件

- (1) 承認第4号 令和5年度一般会計補正予算（6月）に係る教育長の臨時代理に関する承認を求ることについて
- (2) 協議第3号 第2次尾張旭市教育振興基本計画（施策・案）について
- (3) 第13号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について
- (4) 第14号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について
- (5) 第15号議案 尾張旭市立図書館協議会委員の任命について

	開　会　　午後2時00分
教　育　長	<p>本日の出席者は5名です。定足数に達しておりますので、ただいまから6月定例教育委員会を開催します。</p> <p>この時期は、梅雨の季節であり、毎日が曇りや雨ですっきりしない日が続いています。また、例年、この時期は、前線が活発に活動し、線状降水帯の発生により各地で災害も多く発生しております。本市では、大きな被害は無いものの、気を緩めることなく情報収集に努め、事前の対策をしっかりとしていただくことをお願いします。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が5類に移行しましたが、マスクの着用は依然多く見受けられます。熱中症の時期とも重なりますので、本人の判断とされますが、注意を呼びかけていくことも必要です。特に、学校においてはマスクを外すことの有用性など、子どもたちに任せるだけではなく、呼びかけなど適切な方法で周知をお願いしたいと思います。</p> <p>さて、先月29日には、第2回の尾張旭の教育を考える協議会を開催しております。この協議会では次期教育振興基本計画を審議していただいており、来年度の計画開始に向け会議を重ねていただいております。本定例会では、後ほど協議において施策の案が示されます。これを基に、協議会で審議を重ねていくこととなりますので、意見等があればお願いします。</p> <p>また、先月31日には、学校保健会の役員会及び総会が開催されました。事業、予算の報告等が行われ、新役員も承認され、事業が進められていきますので報告させていただきます。</p> <p>そして、6月1日には秋田前副市長の辞任により、新たに前総務部長の若杉博之さんが副市長に任命されました。これに伴い、市の幹部人事も行われ、教育部長も異動となり前教育部長の三浦明さんが総務部長に、前企画課長の山下昭彦さんが教育部長に異動しましたのでよろしくお願いいいたします。また、6月市議会では、市長から今年度の施政方針により主要施策の概要が示されました。教育については、「子育て・教育」として特</p>

	に注力したいとの考えも示されましたので、教育委員会としましても市長と連携を図り、尾張旭市の教育の推進に向け、しっかりと取り組んでまいりますので、委員の皆様にもご協力をお願い申し上げます。
	それでは、続いて私からの報告をさせていただきます。
	本日の報告は1件でございます。令和5年6月報告事項とあります資料をご覧ください。
	(資料に基づき説明)
	・第73回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会 帯広大会
	それでは次第の2「前回会議録の承認について」に入ります。各委員は、5月定例会会議録について、訂正等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、5月定例会会議録は原案どおり承認します。会議録承認の署名を行う委員は、伊藤委員を指名しますので、後ほどお願いします。
	次に、次第の3「報告」に入ります。事務局から報告をお願いします。
管理指導主事	(資料に基づき説明)
	・6月校長会議等について
教育長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
教育長	6月下旬は梅雨に重なり、野外活動実施時に雨が降ることがある程度予想できると思います。他の教育活動との兼ね合いもあるとは思います が、学校側でこの時期の開催が良いのか話し合ってもらい、時期を再考してもらうことも考えて欲しいと思います。
	また、7月上旬も天候不順が多い時期ですので、中学生総合体育大会についても、考えて欲しいと思います。
教育長	他にご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
教育政策課長	(資料に基づき説明)

	<p>・後援・推薦行事について</p> <p>・情報公開請求について</p> <p>・年齢別人口から見た学校別・児童生徒数とクラス数について</p>
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
教 育 長	<p>事前にお配りした資料に加えて、追加資料を配布させていただきました。これは、毎年度閉鎖人口による児童生徒数の推計を行っているところですが、この推計では尾張旭市の児童生徒が大幅に減ってしまう結果となっています。しかしながら、過去の動向を調べますと、出生後、特に3歳、4歳頃に転入してくる傾向が見られ、小学校入学時点では、出生者数に加えて100名近くが転入による社会増となっている状況です。就学前の時期に、本市の施策を見て転入してくる傾向があるとも言えますので、学校の活動も注目されていると思います。</p> <p>また、担当課の説明の中で、資料9ページに記載されている渋川小学校が、推計結果によると単一学級になるとのことでしたが、数名の児童が増えると複数学級になることから、転入人口を考えると必ずしも推計のとおりになるとは言い切れません。しかしながら、児童生徒数の動向は注視して欲しいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
鈴 木 委 員	<p>三郷駅前地区の再開発事業が進むと将来的に人口が増えることが想定されますが、通学することになる東栄小学校の余裕教室が少なく、現状の推計ですと心許ないと感じます。マンションが建てられて、急遽校舎を増築するようなケースもあると聞いていますので、再開発事業の動向には、注意して欲しいと思います。</p>
教育政策課長	<p>東栄小学校は、肢体不自由児の拠点校となっていることから、特別支援学級として使用している教室が多く、児童数自体はそこまで多くはない状況ですが、再開発事業の動向については、注視してまいります。</p>
教 育 長	<p>近年、白鳳校区に建設されたマンションについても、動向を注視していましたが、児童生徒数や未就学児の人数もそこまで多くはありませんでした。三郷駅前地区の再開発事業についても、入学者数にどのような</p>

	影響があるのか注視するとともに、通学路や安全面での検討も必要にな てくると思います。これは、学校だけの課題ではなく、保育園や幼稚 園なども含めて、子どもたちを取り巻く状況が大きく変わりますので、 子ども子育て部などとも連携して、積極的に情報収集を進めて欲しいと 思います。
教 育 長	他にご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
指 導 主 事	(資料に基づき説明) ・区域外就学・指定学校変更の許可基準の一部改正について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	今回、許可基準を一部改正したのは、いじめや不登校がクローズアッ プされている中で、保護者や当事者である児童生徒に分かりやすく説明 できるよう、許可基準に明示したものとなります。
	いじめや不登校を理由とした区域外就学や指定学校変更については、 これまで個別に対応していた部分ですが、許可基準に明示することに より、より分かっていただけるよう追記したものとなります。
教 育 長	他にご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
学校給食センター所長	(資料に基づき説明) ・尾張旭市学校給食センター調理業務等委託業者の選定について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
文化スポーツ課主幹	(資料に基づき説明) ・総合体育館の空調設置について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。

	総合体育館の空調設備の運用開始に関する報告でしたので、委員の皆様にも現地を見ていただく機会を検討していただきたいと思います。
教 育 長	他にご意見・ご質問はございませんか。 (無しの声)
	無いようですので、報告については終了いたします。 次に、次第の4「付議事件」に入ります。
	それでは、「承認第4号 令和5年度一般会計補正予算（6月）に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて」審議します。
教 育 部 長	(資料に基づき説明) ・承認第4号 令和5年度一般会計補正予算（6月）に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。 (無しの声)
	無いようですので、「承認第4号 令和5年度一般会計補正予算（6月）に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて」は原案どおり承認してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり承認)
教 育 部 長	本日の議案の説明資料のうち、2ページ下段の給食センター費の公用車購入費の補正後の額は、9,300千円と記載するのが正しいので、資料の訂正をお願いします。
教 育 長	資料の訂正を認めます。
	次に、「協議第3号 第2次尾張旭市教育振興基本計画（施策・案）について」審議します。
教育政策課長	(資料に基づき説明) ・協議第3号 第2次尾張旭市教育振興基本計画（施策・案）について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

教 育 長	本計画に対して、この場で全ての意見を出すことは難しいと思います。
	個別事業の内容や事業の方向性、言葉の使い方などについては、もう少し時間を設けて委員の皆様から意見をいただく仕組みがあると良いと思います。本日は、教育振興基本計画の施策の素案として、尾張旭の教育を考える協議会に提出することについて、ご意見をいただきたいと思います。本計画はこれで決定されるものではなく、委員の皆様の意見や協議会での意見を踏まえて見直しを図り、改めて皆様にお諮りする予定としていますので、よろしくお願いします。
伊 藤 委 員	今回の計画では、主な取組と取組方針を定め、その達成度を測るために指標を設けると説明がありました。令和5年度時点の数値を基準値として、令和15年度に向けて目標値を定めるところですが、指標の根拠や目標値をどのように考えるのでしょうか。例えば、10年前はどのような指標を使い、どのように成果が推移してきたのか、又は新たに設ける指標なのか、変更なのかなどが分かるように記載してはいかがでしょうか。
教 育 長	これまでの指標の状況や推移が分からないと、どのように指標を設定したのか、目標値を設定したのかが分からないというのはそのとおりだと思います。今回は、第2期の計画となるので、どのように記載していくのかを、記載の可否も含めて事務局で検討して欲しいと思います。全体を通じて、例えば、〔現状と課題〕のページでは、現状のみが記載され、課題が書かれていない項目が見受けられます。また、〔個別事業〕のページでも既に実施されていることを、これから実施するよう読み取れる記載もあるので、今一度見直しをお願いします。さらに、本市が独自に実施している事業などには注釈を付けて、誰が読んでも理解できる記載にして欲しいと思います。
	また、先にも話をしましたが、後日、意見をいただく用紙などを配布して、委員の皆様から個別事業に対する意見を集約してください。
教 育 長	他にご意見・ご質問はございませんか。

	(無しの声)
	無いようですので、「協議第3号 第2次尾張旭市教育振興基本計画 (施策・案)について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に「第13号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について」 審議します。
指導主事	(資料に基づき説明) ・第13号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について
教育長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等があり ましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「第13号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の 委嘱について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に「第14号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命につい て」審議します。
学校給食センター所長	(資料に基づき説明) ・第14号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について
教育長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等があり ましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「第14号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委 員の任命について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に「第15号議案 尾張旭市立図書館協議会委員の任命について」 審議します。
図書館長	(資料に基づき説明) ・第15号議案 尾張旭市立図書館協議会委員の任命について

7月定例教育委員会報告

7月定例教育委員会の報告事項について

前定例会から本定例会に至るまでの教育委員会の所掌事務について、裏面のとおり報告する。

令和5年7月26日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

報告事項一覧

機 関 等	件 名
教 育 部 長	1 6月議会について
管 理 指 導 主 事	1 7月校長会議等について
教 育 政 策 課	1 後援・推薦行事について 2 情報公開請求について 3 中学生海外研修事業オンライン交流会の実施について
学 校 教 育 課	1 わくわく自由研究コンテストについて
学校給食センター	
生 涯 学 習 課	1 令和5年度親子プログラミング教室開催状況について
図 書 館	
文 化 ス ポ ツ 課	1 第42回市民ゴルフ大会の開催について
全 課	

1 6月議会について

代表質問

答弁

代表① 公明党尾張旭市議団【芦原 美佳子】

5 子育て支援の充実について

(4) 学校給食費の無償化について

【市長答弁】

学校給食費の無償化については、国においても少子化対策の中で「検討項目」とされており、先日正式決定された「こども未来戦略方針」では、「学校給食費の無償化の実現に向け、全国的な実態調査を行い、課題を整理する」とされています。

また、既に、子育て家庭の負担軽減を図る狙いで、給食費の無償化を実施している自治体もあり、この動きが全国的に拡がってくるものと思われます。こうした状況下でありますが、本市では、物価高騰による子育て家庭への経済的負担の軽減策として、賄材料費高騰分の公費負担を優先して実施したいと考えております。

学校給食は義務教育の中で実施されており、その無償化は、本来、国レベルで実施されることを期待しております。こうした中、今後、国での検討が予定されており、また、県内他自治体におきましても、様々な支援を模索されておりますので、それらの動向を、引き続き注視していきたいと考えております。

6 学校教育について

(1) タブレット端末の利活用について

【教育長答弁】

G I G Aスクール構想により全国的に整備されてきた一人一台タブレットの活用については、様々な場面においての活用が望まれおり、通常の授業はもとより不登校などにおける活用、さらには相談事業やアンケート等にも拡大し、進めているところでございます。

活用を進めていくうえで、当初不慣れであった教員に対し、I C T支援員を配置し、使い方などのサポートを実施し、さらに教員の自主的な研鑽により、その活用は年々向上してきております。

また、今年度からI C T教育支援教員を配置し、各校での更なる活用の促進と、利活用の平準化を目指して進めているところでございます。

既に、多くの教育活動に活用され、子どもたちも日常的に使用できる状況となっており、個別最適な学びや協働的な学びにつながっていくことを期待しております。引き続き更なる利活用を推進し、学校教育の中での有効活用について研究を進めてまいります。

(2) 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について

【教育長答弁】

文部科学省の不登校対策としての「C O C O L O プラン」には、3つの目指す姿が示されており、その内容については大きく賛同できるものであり、その取り組みを推進していきたいと考えております。

具体として、学びの場、居場所として校内教育支援センターを今年度、旭中学

校で設置しました。また、校外においても「適応指導教室」を含め、教育支援センターの機能強化に向け検討を始めております。さらに、現在も試行的に実施をしているタブレット端末の「SOSボタン」などを活用し、小さな声を拾えるような仕組みづくりも進めていきたいと考えます。

また、不登校に関しての対応を担任・学校のみで抱えることなく、関係諸機関との連携を大切にして、1つ1つのケースに対して丁寧な対応を心がけるとともに、保護者の支援を行うために、「手と手と手」の会の継続的な実施を行うことで、保護者の気持ちにも寄り添ってまいりたいと考えております。

代表② 令和あさひ【さかえ 章演】

4 「子育て・教育」について

(2) 次期教育振興基本計画の策定について

【教育長答弁】

教育振興基本計画につきましては、本市では平成25年度に策定し、5年後の平成30年度に改訂版を策定しております。現計画の期間が令和5年度で終了することから、令和6年度からの次期計画の策定を現在進めているところでございます。

現計画では、「つながり合いのびる尾張旭の教育こどもから大人へ家庭から社会へ」を教育理念として掲げ、学校教育、社会教育、文化、スポーツと様々な施策を進めてまいりました。特に、コミュニティスクールや市長との総合教育会議など、学校、教育委員会だけでなく、地域や各機関等との連携・協力により、新たな事業も実施できたと考えております。

次期計画においても、根幹をなす部分はゆるぎないものと考えておりますが、教育を取り巻く環境変化を適切に踏まえ、現計画の教育理念「つながり合いのびる尾張旭の教育」を柱に、誰一人取り残されることなく、みんなが幸せを感じられる尾張旭市の教育を目指してまいります。

(3) 給食の材料費高騰分の公費負担等について

【市長答弁】

昨年来続いている給食材料費の高騰につきましては、不透明な世界情勢などの影響もあり、今年度も継続することが予想されます。このため、子育て家庭への経済的な負担の軽減を目的として、小中学校においては、昨年度から1食当たり20円の支援を実施しております。また、これに加えて、今回の6月補正予算案では、1食当たり40円の支援、つまり合計60円の支援を、緊急的に実施することを盛り込んでおります。

なお、「学校給食の無償化」につきましては、先に答弁しましたとおり国の検討状況等を注視しており、まずは物価高騰分の公費負担を優先して実施したいと考えております。

代表③ 市民クラブ【早川 八郎】

3 公共施設や市有地の再編成について

(1) 総合体育館と市民プールと学校プールの再編について

【市長答弁】

総合体育館は昭和53年、市民プールは昭和54年、学校プールは東栄小学校

の昭和40年を始めとして三郷小学校の昭和57年と、いずれも整備から既に40年以上が経過しております。

これまで、耐震化や老朽化対策により修繕を重ねており、長寿命化を基本として、今年度も総合体育館では空調設備を設置し、熱中症対策を講じております。また、学校プールは、今年度新たに「民間委託」を取り入れて実施していますが、市民プールにつきましては、現状の改善の一つとして、清潔感を持たせた施設にするため、更衣室やトイレなどを改修する必要があると考えております。

いずれにしましても、スポーツ施設全体をみて、今後の在り方を検討する時期が来ているものと承知しております。ただその場合、大きなプロジェクトにもなりますので、まちづくりの中での役割等も含めた上で、その方向性を検討することから始めていきたいと考えております。

9 部活動支援の早期構築の考え方について

【教育長答弁】

小学校の運動部活動は今年度から廃止しておりますが、これに代わる運動機会を幅広く提供していくことで、その影響を少なくしていくこととしております。

今年度から始めたスポーツ教室の開催もその一つで、外部に委託して実施しており、スポーツ協会の皆様にもご協力をいただきながら、順次、種目を増やしていきたいと考えております。三郷小学校で開催していただいているビーチボール教室は大変好評で、子どもたちが元気いっぱいに活動しているとの報告を受けており、感謝を申し上げます。

部活動を学校から切り離し、地域で行うことは、場の提供や指導者、費用面など、多くの課題もあることが指摘されており、既に国が示す「中学校部活動の地域移行」においても、課題が挙げられております。

現在、教育委員会でその対応を検討し、試行的に実施しておりますが、地域や団体などと連携し、財政面を含め、行政と一体となって、子どもたちの活動の場を確保していきたいと考えております。

個人質問

答弁

個人① 大島 もえ〔市民クラブ〕

2 第六次総合計画策定に寄せてシビックプライド醸成のための視点から3つの課題について

(3) 市民プールの展望について

【教育部長答弁】

本市の市民プールは、昭和54年に開設されてから40年以上が経過し、老朽化対策が課題となっておりますが、これまで施設の修繕を重ね、長寿命化を図ってまいりました。

屋外プールであるため、天候の影響を受けることとなります。子どもは100円、大人は310円という料金で、親子や子ども同士が、気軽に、水と触れ合いながら楽しんでいただける、といった点が、本市のプールの「良さ」となっています。こうした「屋外プールの良さ」を生かしながら、施設満足度を上げていくためには、「強い日差し」を避けるための対策が必要となるため、数年での更新が必要な「日よけテント」の買い替えも進めてまいりました。今後につきまし

ては、先に市長がお答えしましたとおり、清潔感を持たせた施設にするための改修等についても、検討を進めていきたいと考えております。

4 学校教育の中にある無意識のバイアスへの気づきと対応について

(1) 小学生の黄色い安全帽子の形と性別による割当て状況について

【教育長答弁】

本市では、子どもたちが安全に登下校するため、小学校1年生に対し、「入学記念品」として黄色い帽子の配布をしております。黄色は、日本工業規格（JIS）で危険を表わす色とされているとともに、昼夜を問わず目立つ色であり、注意を促す効果が期待されていることから、子どもたちの安全帽の色として採用されております。

また、帽子の形状につきましては、地域の歴史の中で、各校ごとに男女別でその内容も異なって指定されてきております。しかしながら社会情勢の変化に伴い、制服の変更に伴い個性を考えた取組などがなされておりますので、帽子の形についても、各学校と一度調整をしていきたいと考えております。

さらに、帽子の着用期間についても、「安全性の確保」を第一とした上で、検討していきたいと考えております。

(2) 同性医師による内科検診を保障する仕組みを整えることについて

【教育長答弁】

本市の学校医につきましては、瀬戸旭医師会に推薦をいただき、「学校保健安全法」の規定に基づき委嘱してお願いをしております。

また、開業の地域や経験年数などが考慮された中で推薦され、学校医に委嘱しておりますので、これを男性・女性の「複数体制」とするには、医師の皆様の多忙な現状などを踏まえると、難しいと考えております。ただし、社会的な情勢を踏まえ、性別の異なる医師の検診に関しては、配慮するような取扱いをしているところでございます。

再質問 各学校の学校医を市の学校医とし、その中の同性の医者の健診を受けることについて

【管理指導主事答弁】

学校保健安全法第23条第1項で「学校には、学校医を置くものとする。」と規定されており、本市では医師会からの推薦を受け、各校の学校医を委嘱しております。

また、同法施行規則において学校医の職務内容も示されていますので、現状では市全体の学校医とすることはできません。そのため、学校医による集団健診を受けず、かかりつけ医の健診を受けることは可能ですが、健診料金がかかることになります。

(3) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後のマスク習慣への対応について

【教育長答弁】

先月8日から、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、季節性インフルエンザと同等の5類感染症になり、法律に基づき、行政が様々な要請・関与をするこれまでの仕組みから、個人の選択を尊重し、各自での感染対策を基本とする仕組みへと変更されました。

また、文科省の指導により、今年度当初から教育活動では、基本マスクの着用を求めないとされ、その旨を各学校や保護者などへ周知したところでございます。

さらに、熱中症予防の観点から、機会をとらえて「マスクを外すことの有用さ」などを促す必要があると考えております。

このため、「マスク習慣」への対応に関しましては、引き続き、各学校へは個人の選択を尊重しつつも、熱中症による身体への影響の危険性についても、呼びかけていきたいと考えております。

(4) 中学生の「荷物が重たい」×「学校が遠い」状況に心を寄せた打開策について ア 通学距離への気付きと対応について

【教育長答弁】

文科省では、小中学校の適正配置に関し通学距離についても上限を示しております。小学校では4キロ、中学校では6キロとしております。また、議員の言われるように、距離だけでなく発達段階や安全確保、地理的な事情なども総合的に勘案して通学を検討していくこととされています。現状は、こうしたことを鑑み、旭中の国道363号線以南の地域のみ自転車通学を認めている状況であります。

なお、今回例示いただいた、矢田川南地区の小中一貫校につきましては、適正規模や建設場所を考慮し、現在のところ計画はございません。また、現状ではスクールバスの利用や自転車通学の区域拡大についての計画等もございません。

このように、現時点では、早急に見直す必要があるとの認識はございませんが、少子化の進行によって学級数の減少も見込まれること、校区というものが地域に根付いていることを視野にいれながら、学校の在り方について、今後、検討していくこととなると考えております。

イ 重たい荷物への気付きと対応について

【教育長答弁】

学校への持ち物については、教科書のA版化、紙質だけでなく、多くの教材などで、その重量は相当のものとなっていることは承知しております。以前、「小学生の荷物の重さは7kg、中学生は10kgを超える」という報道があり、この状況を受け、平成30年9月には、「児童生徒の携行品に係る配慮について」として、学校に教科書等を置いていくことを認める内容の通知が、文部科学省から出されております。

こうしたことを受け、本市では、小中学校に教材を置いていくにあたり、ロッカーの拡大や、空き教室を利用した保管場所の確保などの工夫をしてきております。今後も、各学校における実情に応じ、工夫は必要であると考えております。

個人② 市原 誠二 [市民クラブ]

1 公設書店の設置について

【教育部長答弁】

本市の図書館は昭和56年に開館し、今年で42年目を迎えます。他の公共施設と同様、施設の老朽化が進み、蔵書スペースの不足など、課題を多く抱えておりますが、市民の皆様の生活や仕事に役立つよう、また地域をより良くすることに役立つよう、日々努力を重ねております。

今回御紹介のありました青森県八戸市や、福井県敦賀市での取組は、私共も大変注目しております。文化の象徴である図書館や書店の存在は、まちづくりにおいても、大きな役割を果たしていると、改めて感じております。

今後も情報発信拠点としての図書館の機能や役割を積極的に果たすとともに、デジタル社会にも対応したサービスを展開するなど、「本を仲立ち」とした魅力的なまちづくりを、市民の皆様とともに、進めてまいりたいと考えております。

再質問 三郷駅前の再開発施設への「公設書店」の検討について

【三郷駅周辺整備推進室長答弁】

事業主体となる準備組合とともに、市街地再開発事業の他事例の視察を行っておりますが、図書館や書店の存在は、にぎわいづくりに大きな役割を果たしていると実感しております。御提案につきましては、「にぎわいの創出」や「交流」という観点において効果的であると考えますので、公共施設だけではなく民間のテナントなども含め、今後の施設計画の参考とさせていただきます。

2 区画整理事業完了に伴う小学校区の変更について

【教育部長答弁】

学校区につきましては、学校の適正規模のほか、自治会、町内会、子供会など、「地域の実情」を考慮して設定しております。

このため、区画整理事業によって、区画割が変更し、町名変更がされると、こうした「地域の実情」も変更されますので、校区の見直しが必要となってまいります。

なお、その「見直し」に当たりましては、「通学区域審議会」からの答申に基づき、教育委員会で事務を進めることとなります。また、校区の変更後においても、それまでの「地域の実情」を考慮し、校区境の児童生徒については、校区が変更になった場合でも、従前の学校に通学ができるよう、特例を設けて弾力的に対応しております。さらに、区画整理に伴う町名設定以外にも、「他地区への転居」や、不登校・いじめなどの理由がある場合には、個々に区域外通学・指定校変更の手続きによって、指定された学校以外に通学できるよう対応をしております。

個人③ 櫻井 直樹 [市民クラブ]

2 自転車通学の安全指導について

(2) 生徒たちへの安全指導について

【教育長答弁】

旭中学校における自転車通学対象者への安全指導については、新1年生が自転車通学を開始する時期に合わせて、全学年を対象に行っており、その内容は、基本的な自転車を利用するためのルールや通学路や時間に余裕をもって登校すること等としております。

また、昨年度末には、市民プール付近に設置された自転車通行空間についての指導を行っており、年度当初にも再度全体に対して自転車通行空間についての指導を行っております。そのため、一定数の子どもたちが登下校において、自転車通行空間を活用しておりますが、子どもたちの自転車の運転技能には差があるこ

とから、車道横に設置されている自転車通行空間を通ることに不安を感じている生徒も少なからずおります。そのため、旭中学校としては、生徒の実態に合わせて自転車通行空間の活用をするように指導を行っております。

(3) 荷物の軽量化について

【教育長答弁】

自転車通学に関わらず、児童生徒の登下校時の荷物の軽量化については、平成30年9月の文部科学省からの通知を受け、市内小中学校に対し「児童生徒の携行品に係る配慮について」の通知をしております。その通知により、児童生徒は、家庭学習で必要な学習用品以外は学校に置いていくなど、子どもたち自身が、教科書等の持ち帰りについて判断をしております。また、一人一台のタブレット端末については、課題が提示される場合など、必要な場合のみ持ち帰るようにしております。

再質問 今後の教室のロッカーについて

【管理指導主事答弁】

児童生徒の教室のロッカーについては、教科書の大型化などを受け、小中学校の大規模改造工事の際に、これまでより大きなロッカーに規格を見直しております。

中学校においては縦40cm×横40cm、小学校においては、縦23cm×横43cmのものに順次入れ替えをしております。また、ロッカーの数については、小中学校ともに大型化にともない45個から42個に個数が減っております。

大規模改造工事については、小学校では東栄小学校・本地原小学校・城山小学校・白鳳小学校の4校が完了しており、中学校では旭中学校の1校が完了しております。

個人⑦ 横原 利宏 [日本共産党尾張旭市議団]

3 給食費無料化＝無償化について

(1) 就学支援と出生数について

【教育部長答弁】

本市が実施しております就学援助につきましては、経済的な理由によって就学困難な、児童生徒の保護者の援助を目的としておりますので、所得の制限を設けております。

また、当該支援策は、子育て世代への経済的支援ではありますが、学校で必要となる費用に対しての支援であるため、出生数の増加につながるものとは考えておりません。

(2) 学校給食費無償化は自治体の政策判断との認識について

【教育部長答弁】

学校給食に係る経費の負担につきましては、学校給食法第11条に規定されております。具体的には、第1項で「実施に必要な施設及び設備に要する経費等については設置者の負担とする」、そして、第2項で「それ以外の経費、いわゆる食材費については学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする」とされて

おります。

こうした中、自治体独自の「子育て支援策」として、給食費の無償化を実施している事例もございますが、先の代表質問で市長がお答えしましたとおり、本市におきましては、現在の経済情勢を踏まえ、給食材料費の高騰分を公費負担することによって、保護者の負担軽減を図っていきたいと考えております。

再質問 政策判断で無償化できるのかについて

【教育政策課長答弁】

部長答弁のとおり、他団体での事例もあるように、自治体の政策判断により、給食費を無償化することは可能であると考えております。

(3) 学校給食費の金額について

【教育部長答弁】

小中学校で保護者に負担していただいている学校給食費は、小学校では1食250円で、年間約46,000円、そして中学校では1食280円で、年間約48,000円となっております。なお、就学援助では、給食費の全額が支給対象となっております。

(4) 無償化の業務への影響について

【教育部長答弁】

学校給食費の徴収に係る年間の事務費につきましては、口座振替手数料で約80万円、そして給食費管理システムやコンビニ収納業務に係る委託料で年間約520万円の、合計約600万円の支出がございます。

給食費が無償化となれば、その徴収に係る業務は軽減されることとなります
が、児童生徒の食数等の管理業務については、引き続き必要となります。

(5) 食物アレルギーで弁当持参の家庭への対応について

【教育部長答弁】

食物アレルギーのため、弁当を持参している子どもの家庭につきましては、現状でも給食費の負担がございません。このため、給食費の無償化による、いわゆる「恩恵」を受けないこととなります。このことは、不登校などによって長期欠席している場合のほか、生活保護や就学援助を受けている場合、さらには私立学校に在籍している場合などについても同様となります。

なお、無償化を実施している団体の一部では、こうしたことに対応するため、「給食費相当分の補助金」を支給している場合もあるとお聞きしております。

いずれにしましても、給食費の無償化に当たっては、どこまで公平性を担保すべきか、事前に十分検討する必要があると考えております。

(6) 給食費無償化の少子化克服における位置付けについて

【教育部長答弁】

先の代表質問で市長がお答えしましたとおり、学校給食費の無償化については、国においても少子化対策の中で「検討項目」とされており、先日正式決定された「こども未来戦略方針」では、「学校給食費の無償化の実現に向け、全国的な実態調査を行い、課題を整理する」とされたところでございます。

このため、財源に関することも含め、まずは国の検討状況を注視してまいりたいと考えております。

個人⑨ 川村 つよし【日本共産党尾張旭市議団】

2 教員の不足状況について

(1) 当市の教員不足の現状について

ア 年度初めの状況について

【教育長答弁】

教員の配置は始業式時点で決定していきます。学校規模で決まる定数及び通級指導、少人数指導、拠点校指導員など加配される教員の中で、今年度当初に未配置となった人数は、小学校で3名、中学校で1名となりました。ただし、この状態を回避するため、特例非常勤などの教員を雇用し補充しております。また、連休明けの5月8日からは、小学校で1名常勤講師を採用し改善に向け取り組んでいるところでございます。

なお、担任については、校内で対応し不在がないように運営をしてきております。

イ 年度初めの対応策について

【教育長答弁】

年度当初において欠員となった3名分を特例非常勤として配置し、そのうち担任業務が必要な補充は2名です。特例非常勤は授業しか行うことができないため校務主任が担任を行うこととしております。

ウ 今後懸念される教員不足について

【教育長答弁】

市内小中学校において、現時点でも多くの教職員が療養休暇や産休・育休等を取得されており、常勤や非常勤講師の補充者で補っております。また、2学期以降に産休等に入る人数については、現在2名の予定を聞いておりますが、今般の講師不足の現状から、年度途中での補充者を見つけていくことが非常に困難な状況となっております。今後は、退職者なども含め補充対応に努めてまいります。

(2) どの段階で教員不足が起きているか

【教育長答弁】

教員の定数につきましては、学級数で決定されます。そして、この定数に不足する人数を臨時的任用で補充することとしています。さらに、療養休暇や産休・育休など長期的な休暇等を取得する場合についても、不足する人数を臨時に補充することとなります。ここ数年、この補充のための臨時的任用をお願いできる教員が減り、年度途中だけでなく年度初めでも補充できず、非常勤で補充することも多くなってきております。

近年では、勤務地での状況は異なりますが、本市のような都市近郊でも非常勤まで広げて確保しているのが現状であります。

(3) 非常勤講師の時給は改善されたか

【教育長答弁】

3月議会において御指摘の通りの答弁をさせていただいておりますが、今年度の当初の採用につきましては時給の変更はしておりません。県費職員と市費の職員で待遇内容も異なり、現在各市町において独自で雇用している教員の職務内容や条件などを確認し、どの程度の水準が適当であるか検討している段階であり結論までには至っておりません。引き続き検討をしてまいります。

個人⑩ 安田 吉宏〔令和あさひ〕

1 給食について

(2) 小中学校について

ア 新型コロナウイルス感染症5類移行後の給食の実施方法について

【教育長答弁】

市内小中学校における5類移行後の給食指導の変化としましては「黙って食べる指導」を行わなくなったことが挙げられます。しかし、児童生徒には「食事中は喋らずに食べる」という習慣が身に付いており、会食中における大きな変化はありません。ただ、食事が早く済んだ児童生徒がクラスメイトと会話をする姿は、だんだんと見られるようになってきたと聞いています。食育において「食を通して社会性を育む」という点から、家族や友人と会話しながら楽しく食事をすることで「人間関係形成力」を身に付けて欲しいという思いがあります。しかし、児童生徒の不安等を考慮すると、現状の手洗い配膳の方法、食事中の姿勢やマナー等を重視する指導を継続することが望ましいと考えております。

イ 時間について

【教育長答弁】

市内小学校の給食に関する時間は「45分間」を設定しており、その内訳は、準備が15分、会食が20分、そして片づけが10分となっております。また、市内中学校の給食に関する時間は「40分間」を設定しており、小学校と比べ、片づけの時間が5分短くなっています。

会食時間確保のための工夫としましては、小学校では低学年において、配膳用ワゴンを教室前まで移動させることで食器等の運搬の時間を減らし、準備の時間を短縮しております。一方、中学校では、第1学年において、学校生活に慣れるまでの期間、配膳用ワゴンを配膳室から移動させることで食器等の運搬の時間を減らし、準備の時間を短縮している学校もあります。配膳に関しては、児童生徒が衛生面にも気を配ることに意識を向けたいと考えているため、配膳室の利用を前提としておりますが、会食時間の確保のために発達段階等を考慮して、時期を限定した工夫も重要であると考えております。

再質問 食べきることができなかった場合について

【管理指導主事答弁】

会食時間内で食べきれない場合については、時間の関係上、途中であっても会食を終了させております。そのため、児童生徒が食べきるまで無理強いをするようなことはありません。

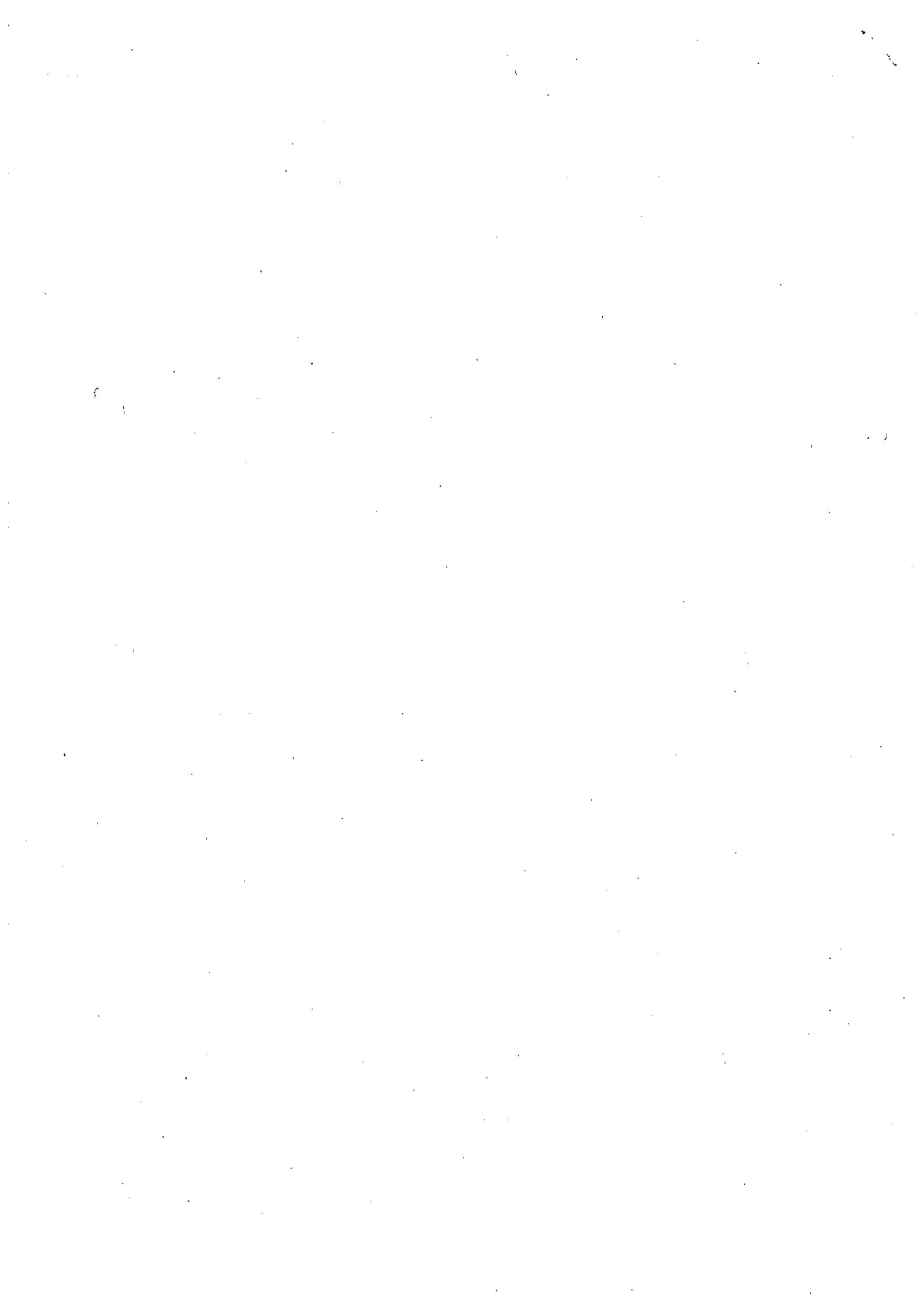
ウ 食べ残しについて

【教育長答弁】

市内小中学校において、会食時間内に食べられなかつた給食に関しては、その時間で会食を終了させております。また並行して、担任が食の大切さや個人の食べられる量の把握と調整など、SDGsの達成や食品ロス削減につながるように給食指導を行っております。また、給食委員会を中心としてポスター作成などの啓発活動も行っております。

児童生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食生活を身に付けることができ

るよう、学校において積極的に食育に取り組んでいくことが必要であると考えております。



1 7月校長会議等について

1 7月校長会議

(1) 教育長

- あいさつの大切さ
- 充実した教育環境
- 不登校対応
- 夏休みを迎えるにあたって

(2) 教育部長

- 市議会6月定例会での一般質問について
- 「災害対応初動マニュアル」について
- ワーク・ライフ・バランス推進強化月間について
- 無形民俗文化財に関する活動への応援について

(3) 管理指導主事

- 危機管理に係る管理職の対応について
- 夏季休業中の服務について
- 教職員の健康状態への配慮について
- 不祥事根絶に向けて

2 学校の様子

- 7月20日(木)に各小中学校では1学期の終業式が行われ、夏季休業に入った。夏季休業を前に、交通事故の予防、水難事故の予防、熱中症の予防、自殺の予防といった指導を、各校で実施している。
- 1学期終盤には、熱中症アラートが発令された日、最高気温が35℃を超えた日もあったが、エアコンの稼動により、各教室では快適な環境で授業が行われた。
- 中学校総合体育大会、瀬戸・尾張旭大会が行われ、子どもたちが熱戦を繰り広げた。団体種目・個人種目ともに、上位大会への出場が決まったとの報告を受けている。
- ほとんどの学校で、1学期に第1回の学校運営協議会を実施した。学校の教育目標や学校行事等について説明し、子どもたちのために学校と地域が協働しながら学校運営を進めていくことを確認した。委員との懇談を通して、地域全体で子どもたちを育てていくビジョンを共有することができた。

1 後援・推薦行事について

令和5年度受付分

No	区分	催 物 名	会 場	実施日	行事概要・趣旨	申請団体名等
23	後援	こどもの未来応援講座	尾張旭市新池交流館ふらっと	令和5年8月4日 (金)、8月18日 (金)	子どもの脳の発達段階や個性・才能に合わせた子育て方法が分かる講座で、子どもたち一人一人が個性や才能を發揮し、安心して暮らせる未来を実現するため、社会貢献事業として開催する。	一般社団法人おやこラボ 代表理事 小原 茉奈
24	後援	第15回菊武夏まつり	尾張旭キャンパス (名古屋産業大学、名古屋経営短期大学)	令和5年8月26日 (土)	尾張旭市及び近隣市町の市民との交流を深め、地域貢献の一環として夏まつり実施する。同日に行われる「あさひ夏フェスタ2023」との連携も図る。	学校法人菊武学園 理事長 高木 弘恵
25	後援	夏休みテニス教室	テニスラウンジ新瀬戸駅前	令和5年7月24日 (月)から8月28日(月)まで	身体を動かす事の楽しさ、テニスの楽しさをさらに多くの人たちに広めて健康で明るく生きがいのある社会作りに寄与する。	株式会社 テニスラウンジ 代表 長尾 信太郎
26	後援	テニス祭り	テニスラウンジ新瀬戸駅前	令和5年9月17日 (日)から9月24日(日)まで	テニスの日を通じ、身体を動かす事の楽しさ、テニスの楽しさをさらに多くの人たちに広めて健康で明るく生きがいのある社会作りに寄与する。	株式会社 テニスラウンジ 代表 長尾 信太郎

27	後援	子供と家族の未来を考えるマネー講座	主催者が運営するオンラインサイト上	令和5年7月21日（金）から7月24日（月）まで	金融、経済、お金に対する知識を身に付け、より豊かな社会生活を営むことを目的として開催する。	子供と家族の未来を考える会 愛知県支部副支部長 河合 浩一
28	後援	合唱ミュージカル「とべないホタル」	長久手文化の家	令和6年6月1日（土）、2日（日）	作品を創作、演奏することで音楽に親しむとともに、親子と一緒に舞台を作りあげる共同作業を通して絆を深める。また、個を認め合い助け合う作品から「個性の尊重」「助け合いの心」を幅広い年代の市民に届けることも目的とする。	親と子のみどりの杜合唱団 代表 加納 尚美
29	後援	ジュニアアスリートサポートプロジェクト	東印場ふれあい会館	令和5年7月25日（火）、27日（木）、28日（金）	子どもの脳、姿勢、運動能力の発達を目的とする。楽しみながら身体と触れ合うきっかけを作る活動として実施する。	一般社団法人フィジカルエクスペッション協会 代表理事 岡田 康邦
30	後援	子ども元気プロジェクト 「運動能力アップ教室」	渋川福祉センター	令和5年7月24日（月）	子どもの脳、姿勢、運動能力の発達を目的とする。楽しみながら身体と触れ合うきっかけを作る活動として実施する。	一般社団法人フィジカルエクスペッション協会 代表理事 岡田 康邦

31	後援	子ども元気プロジェクト 「姿勢づくり教室」	東印場ふれあい会館	令和5年7月25日 (火)	子どもの脳、姿勢、運動能力の発達を目的とする。楽しみながら身体と触れ合うきっかけを作る活動として実施する。	一般社団法人フィジカルエクスプレッション協会 代表理事 岡田 康邦
32	後援	子ども元気プロジェクト 「かけっこ運動教室」	尾張旭市総合体育館	令和5年7月26日 (水)	子どもの脳、姿勢、運動能力の発達を目的とする。楽しみながら身体と触れ合うきっかけを作る活動として実施する。	一般社団法人フィジカルエクスプレッション協会 代表理事 岡田 康邦
33	後援	福祉マインドフェア尾張旭2023	渋川福祉センター	令和5年8月5日 (土)	ボランティア連絡協議会加入団体が一堂に会し、日頃の成果の発表や福祉バザーを実施する。	社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会 会長 森 修
34	後援	囲碁お試し講座	尾張旭市中央公民館	令和5年7月30日 (日) から10月8日 (日) まで	囲碁を全く知らない大人、子どもを対象にした囲碁講座を実施することにより、囲碁の普及活動を行う。	尾張旭市民囲碁の会 会長 水谷 成造
35	後援	令和5年度小中高生ダンスフェスティバル	尾張旭市文化会館	令和5年10月28日 (土)	子どもたちが自立した積極的な生活を実現するため、日常生活の中で自己実現を機会を提供するとともに、子どもたちがダンスを披露し、交流も行う場としてダンスフェスティバルを開催する。	尾張旭市青少年健全育成推進会議 会長 柏原 弘道

36	後援	ハッピードリームサーカス 名古屋公演	イオンモール熱田 駐車場	令和5年9月9日 (土) から 11月27日 (月)	エンターテイメント サーカスを通して、 優れた娯楽芸術とス ポーツ振興、情操教 育を目的とし、県内 の福祉施設の入所者 等の鑑賞希望者を無 料招待する。	三重テレビ 放送株式会 社 代表取締役 社長 山口 貢
37	後援	わくわくわーく	イオンモール長久 手	令和5年8月3日 (木) から 8月23 日 (水) まで	人気の職業や話題の 職業などを来店した 子どもに体験してもら う。日頃体験する ことがない職業に触 れることで、職業を 身近に感じ将来のイ メージを膨らませ る。	株式会社 ロボネット 代表取締役 石川 研人
38	後援	夏の自由研究 応援！キッズ チャレンジ	イオンモール長久 手	令和5年7月29日 (土)、30日 (日)	工作や体験を通し て、自由研究のサポ ートを行い、子ども たちの学びの一助と する。	株式会社 ロボネット 代表取締役 石川 研人
39	後援	親子でものづ くり	イオンモール長久 手	令和5年8月19日 (土)、20日 (日)	楽しく親子でものづ くりを体験し、仕事 の話を聞く場を提供 することで、子ども たちの学びの一助と する。厚生労働省委 託「若年技能者人材 育成支援等事業」の 一環として実施す る。	株式会社 ロボネット 代表取締役 石川 研人

許可件数 17 件 (後援 17 件、推薦 0 件)

2 情報公開請求について

請求年月日	令和5年6月1日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	総合体育館空調設備整備工事の設計書
決定年月日	令和5年6月8日
開示区分	一部公開
開示文書名	総合体育館空調設備整備工事の設計書
担当部署	文化スポーツ課
備考	<p>1 非公開とした部分 備考欄に記載した内容</p> <p>2 非公開理由 尾張旭市情報公開条例第7条第5号に該当 本市が行う工事施行事務における設計書の備考欄には、設計書の作成を効率的かつ適正に行うために必要な情報が記載されているが、当該部分を公表することにより、次のおそれがあるため。</p> <p>(1) 本市の設計書作成に係る考え方が推測されることにより、今後の契約について市の利益が損なわれるおそれ</p> <p>(2) 設計単価の作成者との信頼関係を損なうおそれ</p>

請求年月日	令和5年5月31日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	(1) 令和4年度泊を伴う行事の割振変更簿（旭丘小、西中、白鳳小、三郷小、本地原小の5校分） (2) 令和4年度の日常勤務の割振変更簿（旭丘小、西中、白鳳小、三郷小、本地原小の5校分） (3) 令和5年度の日常勤務の割振変更簿（旭丘小、西中、白鳳小、三郷小、本地原小の5校分）
決定年月日	令和5年6月14日
開示区分	一部公開
開示文書名	(1) 令和4年度泊を伴う行事の割振変更簿（旭丘小、西中、白鳳小、三郷小、本地原小の5校分） (2) 令和4年度の日常勤務の割振変更簿（旭丘小、西中、白鳳小、三郷小、本地原小の5校分） (3) 令和5年度の日常勤務の割振変更簿（旭丘小、西中、白鳳小、三郷小、本地原小の5校分）
担当部署	学校教育課
備考	1 非公開とした部分 日常勤務の割振変更簿の勤務の内容に関する部分 2 非公開理由 尾張旭市情報公開条例第7条第1号に該当 個人に関する情報であり、公にすることにより、プライバシーを中心とする個人の権利利益を害するおそれがあるため。

請求年月日	令和5年6月27日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	本地原小学校トイレ改修工事（建築・電気）（1期）設計書
決定年月日	令和5年6月30日
開示区分	一部公開
開示文書名	本地原小学校トイレ改修工事（建築・電気）（1期）設計書
担当部署	教育政策課
備考	<p>1 非公開とした部分 備考欄に記載した内容</p> <p>2 非公開理由 尾張旭市情報公開条例第7条第5号に該当 本市が行う工事施行事務における設計書の備考欄には、設計書の作成を効率的かつ適正に行うために必要な情報が記載されているが、当該部分を公表することにより、次のおそれがある。</p> <p>(1) 本市の設計書作成に係る考え方が推測されることにより、今後の契約について市の利益が損なわれるおそれ</p> <p>(2) 設計単価の作成者との信頼関係を損なうおそれ</p>

3 中学生海外研修事業オンライン交流会の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和5年度についても、尾張旭市中学生海外研修事業を中止することとしていますが、生徒に国際交流の機会を創出し、長年の訪問先であるオーストラリア現地校（ウィットルシーセカンダリーカレッジ）との交流を継続するため、オンライン交流会を実施します。

1 事業内容

ミーティングアプリ Zoom を使用し、リアルタイムで市と現地校をつなぎ、オンライン交流を実施します。

2 対象者

中学校全学年（1～3年生）を対象に希望者を募集し、実施する。

各校4名 合計12名（希望者多数の場合は抽選を行います。）

3 開催日時等

8月24日（木）午前11時15分～午後1時15分（2時間）

中央公民館301会議室

4 実施内容

(1) 交流内容（司会進行：マイケル リニヨンさん）

- ・ アイスブレイクを兼ねたゲーム
- ・ 将来の目標・夢（Future Dream）をテーマにオンライン交流

[交流例]

What did you have for breakfast today?

（今日の朝食は何を食べましたか？）

What do you want to be in the future?

（将来何になりたいですか？）

What made you interested in this job/career/field/profession?

（この仕事に興味を持ったきっかけは？）

(2) 事前学習

8月3日（木）午前10時～正午（2時間）

- ・ オーストラリアの文化や風習、簡単なあいさつの学習
- ・ 将来の目標・夢（Future Dream）をまとめる。

STEP 1

事前学習で知識の習得、レベルアップ

STEP 2

オンライン交流

1 夏休み「わくわく自由研究コンテスト」の実施について

1 趣旨

身の回りのものごとについてじっくりと考え、テーマを持って取り組むことで、主体的に挑戦してみることや試行錯誤を繰り返しながら課題を解決するよさを実感させる環境づくりを進める目的に、「わくわく自由研究コンテスト」の作品募集及び展示を行い、主体的に課題解決に向かう姿勢を育成する。

2 主催

尾張旭市教育委員会

3 応募資格

(1) 小学校の部

尾張旭市立小学校在籍の小学3～6年生

(2) 中学校の部

尾張旭市立中学校在籍の中学生

4 応募方法及び応募作品の選出

- (1) 応募する児童生徒は、応募用紙に必要事項を記入し、作品に添えて担任に提出する。
- (2) 各小中学校は、応募作品から各学年学級数以内を選出する。

5 選出作品の展示

(1) 展示期間

令和5年9月8日（金）から15日（金）まで

午前9時から午後5時まで（最終日は午後3時まで）

(2) 展示場所

スカイワードあさひ4階ギャラリーあさひ

6 表彰

(1) 教育長賞

1名 賞状、副賞

(2) 優秀賞

1名 賞状、副賞

(3) 佳作

8名 賞状

7 昨年度の応募状況

小学校 733名

中学校 36名

8 その他

- (1) 応募者に記念品を用意する。
- (2) 選出作品は、展示期間最終日に各小中学校が搬出し、児童生徒へ返却する。ただし、表彰作品については市役所ホールでの展示（令和5年9月19日（火）～22日（金））終了後、学校を通じ、児童生徒へ返却する。
- (3) 選出者は氏名が公表される。



1 令和5年度親子プログラミング教室の開催状況について

(1) プログラミング教室参加状況（各コース定員8組（16人））

開催日	活動内容	コース名	内容	参加者組（人）
①6/11（日） ②6/18（日）	13:00 ～14:30	はじめて コース ※5～6歳	スクラッチ（プログラミングソフ）トを使い、プログラミングを使ったゲームを体験する。	8組（16人）
①6/11（日） ②6/18（日）	15:00 ～16:30	チャレンジコース ※7～8歳	コードモンキーJr（ビジュアルプログラミング教材）を使い、ゲームを体験する。	7組（14人）
各コース 2回		計		
				15組（30人）

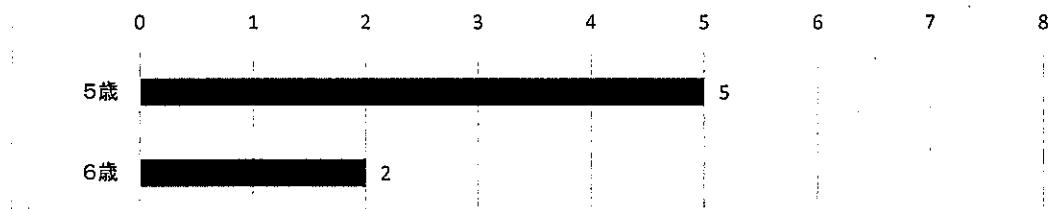
※年齢は目安のため、対象年齢以外の参加者あり

※令和4年度教育委員会（9月）定例会にて、委員より小さいうちからプログラミングに触れる機会を設けて欲しいとの要望を受け、5歳から8歳を対象に開催した。

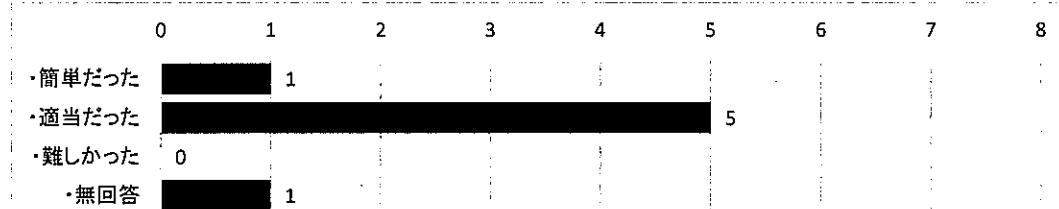
(2) 令和5年度アンケート結果

ア はじめてコース（8名中7名回答）

（ア）あなたの年齢は何歳ですか。



（イ） プログラミングのレベルはいかがでしたか。

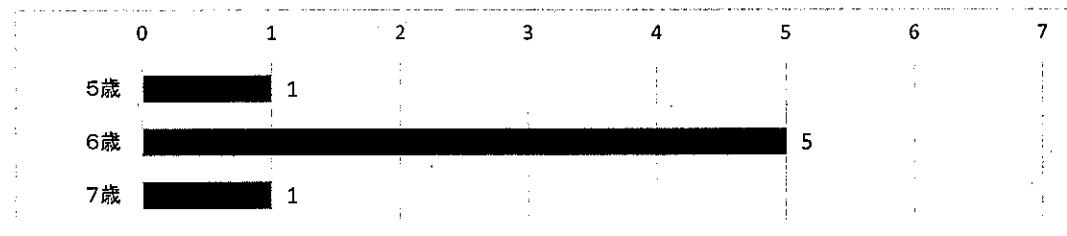


（ウ） 受講者の感想

- ・楽しかった。また、このような教室を開いてほしい。
- ・パソコンでのパズル（ゲーム）をもっとやりたかった。
- ・初めてだったが、子どもに失敗を恐れずいろいろ挑戦できる子になってほしいと思った。

イ チャレンジコース（7名中7名回答）

(ア) あなたの年齢は何歳ですか。



(イ) プログラミングのレベルはいかがでしたか。

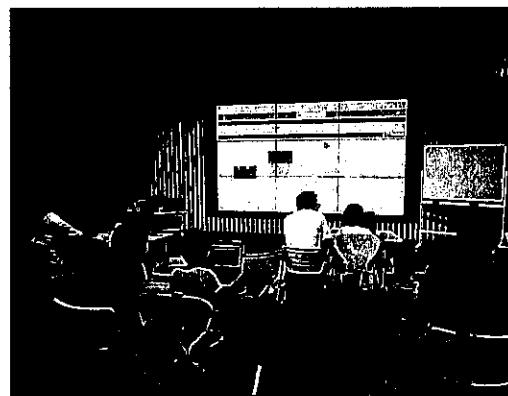


(ウ) 受講者の感想

- ・タイピングが楽しかった。バケル（ゲーム）が面白かった。
- ・民間の教室では、なかなか通わせることが難しいため（費用、日程等）定期的に市主催で開催してもらえるとうれしい。子どもの家庭環境や先生の力量、理解力で差がつきやすい分野だと感じた。
- ・学習要領から、小学生に必要な知識や経験に何が必要かわからないが、楽しかったと思ってもらえる環境にしたいと感じた。



はじめてコースの様子



チャレンジコースの様子

1 第42回市民ゴルフ大会の開催について

1 趣旨

市民がスポーツに親しみ、競技力の向上と生きがい・健康づくりに取り組むことができるよう本大会を開催します。

2 日時

令和5年10月16日（月） 午前7時15分スタート

3 場所

ウッドフレンズ森林公园ゴルフ場

4 参加資格

市内在住、在勤、在学のアマチュア競技者

※在学中の方は、学校長の許可証が必要。（中学生以下は参加不可）

5 定員

300人（西コース160人、東コース140人）

※過去参加者数（R2、R3はコロナにより中止のため、申込者数を掲載）

年度	西コース	東コース	合計
R4	124人	57人	181人
R3	157人	55人	212人
R2	157人	100人	257人

6 競技方法

(1) 18ホール・ストロークプレイ（ダブルペリア方式）

(2) クラスは東・西コースごとに3クラス編成（男子A・B、女子）

※男子は最近の平均スコアによりクラス分け

7 申込期間

令和5年7月13日（木）から7月28日（金）まで

8 主催等

(1) 主催

尾張旭市、尾張旭市教育委員会、尾張旭市スポーツ協会

(2) 主管

尾張旭市民ゴルフ大会実行委員会、尾張旭市ゴルフ協会

第16号議案

令和6年度使用教科用図書の採択について

令和6年度使用教科用図書を別記のとおり採択するため、尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第12号の規定に基づき、付議するものとする。

令和5年7月26日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河村晋

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市立小中学校において、令和6年度に使用する教科用図書を採択するため必要があるからである。



愛知県令和6年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準

この基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）を採択する際の基本的な方針並びに準拠すべき事項について述べたものである。

記

○ 基本的な方針

- 1 義務教育諸学校における教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施すること。
- 2 教科書の選定及び採択に当たっては、選定委員・調査員の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。
- 3 教科書は、教科書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択すること。
- 4 選定及び採択を慎重かつ公正に行うために、教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、採択地区協議会を設けること。
- 5 採択地区協議会は、協議により、採択地区内で使用すべき教科書を種目ごとに一種選定すること。
- 6 採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づいて、種目ごとに同一の教科書を採択すること。
- 7 選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する採択基準、教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。

○ 採択にあたって準拠すべき事項

※ 以下の1から8の事項について、「小学校」には義務教育学校の前期課程を、「中学校」には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むこととする。

1 市町村立小学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、教科書見本本について十分調査研究し、採択地区内小学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

2 市町村立中学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、種目ごとに令和5年度使用教科書と同一のものを採択すること。

3 市町村立小学校の特別支援学級及び特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、教科書見本本について十分調査研究し、採択地区内小学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、5の県立特別支援学校小学部に準じて採択することが望ましい。

4 市町村立中学校の特別支援学級及び特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和5年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、6の県立特別支援学校中学部に準じて採択することが望ましい。

5 県立特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、教科書見本本について十分調査研究し、採択地区内小学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和6年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

6 県立特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに令和5年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和6年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

7 国立（特別支援学校小学部を含む）及び私立の小学校において使用する教科書の採択について

小学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、教科書見本本について十分調査研究し、採択地区内小学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

8 国立（特別支援学校中学部を含む）及び私立の中学校において使用する教科書の採択について

中学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、種目ごとに令和5年度使用教科書と同一のものを採択すること。

令和6年度使用小学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	無	教育出版	教育出版
社 会	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
算 数	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
生 活	無	東京書籍	東京書籍
音 楽	無	教育出版	教育出版
図 工	無	日本文教出版	日本文教出版
家 庭	無	東京書籍	東京書籍
保 健	無	大日本図書	大日本図書
英 語	無	東京書籍	東京書籍
道 德	無	光村図書出版	光村図書出版

令和6年度使用中学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	無	教育出版	教育出版
社会(地理)	無	東京書籍	東京書籍
社会(歴史)	無	東京書籍	東京書籍
社会(公民)	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
数 学	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
音楽(一般)	無	教育芸術社	教育芸術社
音楽(器楽)	無	教育出版	教育出版
美 術	無	光村図書出版	光村図書出版
保健体育	無	大日本図書	大日本図書
技術分野	無	東京書籍	東京書籍
家庭分野	無	東京書籍	東京書籍
外 国 語	無	東京書籍	東京書籍
道 德	無	教育出版	教育出版



写

5尾東採協第18号
令和5年7月11日

各市町教育委員会教育長 殿

尾張東部教科用図書採択地区協議会
会長 中川宣芳
(公印省略)

令和6年度使用小学校教科用図書の採択について(通知)

このことについて、慎重に協議し、下記のとおりとなりましたので、ご報告いたします。

記

1 令和6年度使用小学校教科用図書 資料1

資料 1

令和 6 年度使用小学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	無	教育出版	教育出版
社 会	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
算 数	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
生 活	無	東京書籍	東京書籍
音 楽	無	教育出版	教育出版
図 工	無	日本文教出版	日本文教出版
家 庭	無	東京書籍	東京書籍
保 健	無	大日本図書	大日本図書
英 語	無	東京書籍	東京書籍
道 德	無	光村図書出版	光村図書出版

写

5・尾東採協第19号
令和5年7月11日

各市町教育委員会教育長 殿

尾張東部教科用図書採択地区協議会
会長 中川宣芳
(公印省略)

令和6年度使用中学校教科用図書の採択について(通知)

のことについて、慎重に協議し、下記のとおりとなりましたので、ご報告いたします。

記

1 令和6年度使用中学校教科用図書 資料2

資料2

令和6年度使用中学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	無	教育出版	教育出版
社会(地理)	無	東京書籍	東京書籍
社会(歴史)	無	東京書籍	東京書籍
社会(公民)	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
数 学	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
音楽(一般)	無	教育芸術社	教育芸術社
音楽(器楽)	無	教育出版	教育出版
美 術	無	光村図書出版	光村図書出版
保健体育	無	大日本図書	大日本図書
技術分野	無	東京書籍	東京書籍
家庭分野	無	東京書籍	東京書籍
外 国 語	無	東京書籍	東京書籍
道 徳	無	教育出版	教育出版

(昭和三十八年法律第百八十二号)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(教科用図書の採択)

- 第十三条** 都道府県内の義務教育諸学校(都道府県立の義務教育諸学校を除く。)において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。
- 2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。
- 3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。
- 4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
- 5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
- 6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。)第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

(同一教科用図書を採択する期間)

- 第十四条** 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

(昭和三十九年政令第十四号)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(採択の時期)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条第一項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。